# 松江市(島根) コミュニティバス運行業務委託 基本仕様書

令和7年10月

松江市まちづくり部 交通政策課

### 基本仕様書

この基本仕様書は、松江市(以下「発注者」という。)が委託する「松江市(島根)コミュニティバス運行業務委託」(以下「本業務」という。)に係る概要を示すものであり、本業務に係る軽微な事項は、本書に記載のない事項であっても、本業務遂行上必要と認められる業務については、この仕様の範囲内として実施するものとする。

#### 1 案件名(プロポーザル)

松江市(島根)コミュニティバス運行業務委託

#### 2 業務の目的

松江市島根町地内及び島根線(マリンプラザ前~松江駅・川津)の路線バス撤退による廃止代替として、また、このことで生ずる交通空白地域における住民の通院や買い物、あわせて高校生等の通学や通勤といった、地域住民の生活交通手段の確保を目的として、道路運送法第79条(市町村自家用有償運送)により登録を受け島根コミュニティバスの運行を行うものとする。

#### 3 委託期間

契約の締結日から令和9年3月31日(水)とする。

ただし、履行期間は令和8年4月1日(水)から令和9年3月31日(水)までとする。

#### 4 業務内容

本業務については、道路運送法第79条運行(市町村自家用有償運送)に定められる諸条件及びこれに係る関係法令等(通達)のすべての事項を遵守するとともに、「松江市コミュニティバスの運行に関する条例」に基づき運行するものとする。また、次に掲げる業務を専任の運転手、運行管理者、整備管理者を配置し遂行するものとする。

- (1)運行区域は、松江市島根町地内及び鹿島町上講武、西持田町、西川津町、菅田町、北陵町地内とし、詳細は別添1「島根コミュニティバス路線図」のとおりとする。
- (2) 運行時刻は、別添 2「島根コミュニティバス運行時刻表」のとおりとし、あわせて停留所間料程及び所要時分については、別添 3「停留所間料程図・時分程図」のとおりとする。
- (3) 運行路線及び運行系統並びに運行便数については、次に掲げる事項を基本に運行するものとし、別添4「運行路線及び運行系統並びに運行便数」のとおりとする。
  - 1) 運行路線

沖泊線、野井線・島根小線の3路線とする。

#### 2) 運行系統

#### ア 沖泊線5系統

- ア) 沖泊⇔(野井・野波・佐波・加賀別所・マリンプラザ・楡木・垣の内・上講武・西持田)⇔川津
- イ) 沖泊⇔(野井・野波・佐波・加賀別所・マリンプラザ・垣の内・上講武・西持田)⇔川津
- ウ) 沖泊⇔(野井・野波・マリンプラザ・垣の内・マリンゲート・楡木・大芦別所・上講武・西持田)⇔川津
- エ) 沖泊⇔(野井・野波・佐波・加賀別所・垣の内・マリンゲート・楡木・大芦別所・上講武・西持田)⇔川津
- オ) 楡木⇒(マリンゲート・垣の内・マリンプラザ・加賀別所・佐波・野波)⇒沖泊

#### イ 野井線6系統

- ア) JF 野井出張所⇔(沖泊・野波・マリンプラザ・垣の内・楡木・大芦別所・上講武・西持田)⇔川津
- イ) JF 野井出張所⇔(沖泊・野波・佐波・加賀別所・マリンプラザ・垣の内・上講武・西持田)⇔川津
- ウ) JF 野井出張所⇔(沖泊・野波・佐波・加賀別所・マリンプラザ・楡木・垣の内・上講武・西持田)⇔川津
- エ) JF 野井出張所⇔(沖泊・野波・佐波・加賀別所・垣の内・楡木・大芦別所・上講武・西持田)⇔川津
- オ) JF 野井出張所⇒(沖泊・野波・佐波・加賀別所・島根小・楡木・垣の内・上講武・西持田)⇒川津
- カ) JF 野井出張所⇒(野波·佐波·加賀別所·垣の内·楡木·大芦別所·上講武·西持田)⇒川津

#### ウ 島根小線2系統

- ア) 島根小学校⇒(マリンプラザ・垣の内・マリンゲート・楡木・大芦別所・上講武・西持田)⇒川津
- イ) 垣の内⇒(楡木・マリンゲート・マリンプラザ・加賀別所)⇒島根小学校

#### 3) 運行便数

### 【平日運行】

#### ア 沖泊線

- ア) 沖泊⇔(野井·野波·佐波·加賀別所·マリンプラザ·楡木·垣の内·上講武·西持田)⇔川津 (往路2便、復路2便 計4便)
- イ) 沖泊⇔(野井·野波·佐波·加賀別所·マリンプラザ·垣の内·上講武·西持田)⇔川津 (往路3便、復路1便 計4便)
- ウ) 沖泊⇔(野井・野波・マリンプラザ・垣の内・マリンゲート・楡木・大芦別所・上講武・西持田)⇔川津 (往路1便 計1便)
- エ)沖泊⇔(野井·野波·佐波·加賀別所·垣の内·マリンゲート·楡木·大芦別所·上講武·西持田)⇔川津 (復路2便 計2便)
- オ)楡木→(マリンゲート・垣の内・マリンプラザ·加賀別所·佐波·野波)⇒沖泊 (復路1便 計1便)

#### イ 野井線

- ア) JF 野井出張所⇔(沖泊・野波・マリンプラザ・垣の内・楡木・大芦別所・上講武・西持田)⇔川津 (往路2便、復路2便 計4便)
- イ) JF 野井出張所⇔(沖泊・野波・佐波・加賀別所・マリンプラザ・垣の内・上講武・西持田)⇔川津 (往路1便、復路1便 計2便)
- ウ) JF 野井出張所⇔(沖泊・野波・佐波・加賀別所・マリンプラザ・楡木・垣の内・上講武・西持田)⇔川津 (往路1便、復路2便 計3便)

- エ) JF 野井出張所⇔(沖泊・野波・佐波・加賀別所・垣の内・楡木・大芦別所・上講武・西持田)⇔川津 (往路1便 計1便)
- オ) JF 野井出張所⇒(沖泊・野波・佐波・加賀別所・島根小・楡木・垣の内・上講武・西持田)⇒川津 (往路1便 計1便)

#### 【土日祝運行】

#### ア 沖泊線

- ア)沖泊⇔(野井·野波·佐波·加賀別所·マリンプラザ·楡木·垣の内·上講武·西持田)⇔川津 (往路1便、復路1便 計2便)
- イ) 沖泊⇔(野井·野波·佐波·加賀別所·マリンプラザ·垣の内·上講武·西持田)⇔川津 (往路1便 計1便)
- ウ) 沖泊⇔(野井・野波・マリンプラザ・垣の内・マリンゲート・楡木・大芦別所・上講武・西持田)⇔川津 (復路1便 計1便)
- エ) 沖泊⇔(野井・野波・佐波・加賀別所・垣の内・マリンゲート・楡木・大芦別所・上講武・西持田)⇔川津 (往路1便、復路1便 計2便)

#### イ 野井線

- ア) JF 野井出張所⇔(沖泊・野波・佐波・加賀別所・マリンプラザ・垣の内・上講武・西持田)⇔川津 (復路2便 計2便)
- イ) JF 野井出張所⇔(沖泊・野波・佐波・加賀別所・垣の内・楡木・大芦別所・上講武・西持田)⇔川津 (往路1便 計1便)
- ウ) JF 野井出張所⇒(野波·佐波·加賀別所·垣の内·楡木·大芦別所·上講武·西持田)⇒川津 (往路1便 計1便)

#### ウ島根小線

- ア)島根小学校⇒(マリンプラザ・垣の内・マリンゲート・楡木・大芦別所・上講武・西持田)⇒川津 (往路1便 計1便)
- イ) 垣の内⇒(楡木・マリンゲート・マリンプラザ・加賀別所)⇒島根小学校 (復路1便 計1便)

#### 4) 運行日数

#### 運行日数

≪令和8年度≫

運行区分	運行日数	適用
平日運行	242 日	
土日祝運行	118 日	
年末運行	2 日	・年末(12/30~31)土日祝運行
年始運行	3 日	・年始(1/1~1/3)は正月ダイヤで運行
合 計	365 日	

※詳細な運行予定日は、別添5「運行予定表」のとおりとする。

#### (4) 運賃の収受と回数乗車券・定期乗車券の販売

1) 運賃は、別添6「料金の取り扱いについて」に従って収受するものとする。

#### 2) 回数乗車券・定期乗車券の販売

- ア 回数乗車券及び定期乗車券は、利用者からの購入申し込みがあった場合に**別添**6 に従い販売するものとする。
- イ 販売に必要な回数乗車券、定期乗車券の台紙については、発注者が準備するもの とし、受注者の請求により発注者が交付するものとする。

#### 3) 運賃、回数券・定期券販売代金の管理と振込

- ア 運賃(現金・回数券・定期券)の収入は、発注者の運賃収入とし、日々管理する とともに、運賃収入(現金・回数券・定期券収入)は、おおむね7日ごとに指定し た様式により発注者へ振込まなければならないものとする。
- イ 受注者は、回数券・定期券の金券の管理にあっては販売管理台帳や在庫管理台帳 を作成するものとし、受注者が発注者へ回数券・定期券の台紙等を交付請求する場 合にあっては当該各管理台帳を発注者へ提出するものとする。
- ウ 運賃として回収した回数券(使用済み)については、日々の利用実績を集計、確認したうえで、再利用されることのないよう受託者の責任において焼却処分等の確実な廃棄処分を行うものとする。
- エ 定期券については、販売管理台帳等に実績を集計したうえで、発券した当該月ごとに控えをまとめ月次請求の際に発注者へ提出するものとする。

#### 5 提出書類等

本業務は、道路運送法第79条運行(市町村自家用有償運送)に定められる諸条件、同法施行規則及びその他の関係諸法令等(通達)において定められる要件等及び松江市コミュニティバスの運行に関する条例を遵守し業務を遂行するものとする。あわせて発注者が下記に定める事項について発注者へ提出しなければならないものとする。ただし、別添様式第4号から7号については、契約候補者となり契約を締結した後、運行開始の10日前までに発注者へ提出し、承認を受けなければならないものとする。

#### (1) 会社概要

受注者は、本社、営業所、車庫等の位置、所属する従業員数及び保有する車両数(営業用、その他の別)、また、過去3年間の事故発生状況及び公共機関より運転業務に係る 受託状況等を記載した別紙様式第1号「会社概要書」を提出するものとする。

#### (2) 運行管理・整備管理の体制等

1) 運行管理・整備管理の責任及び運行管理・整備管理に係る指揮命令系統、緊急時(事故処理) 連絡体制、苦情処理体制を記載した別紙様式第2号「運行管理・整備管理の体制」を提出するものとする。

2) 厳正な運行管理(対面点呼)及び車両管理を行うため、別紙様式第3号「運行管理本拠の位置と点呼実施の場所」を提出すること。

あわせて、下記に示す事項による厳正な運行管理実施のために、受託事業者の本業務 専用となる「点呼簿(運行前、中間、運行後点呼)」を提出するものとし、次の事項につ いて確認できるものでなければならないものとする。

#### ≪基本的な事項≫

日付、運行区分、天候、月間又は週間目標、指示事項、点呼執行者、乗務前点呼確認 事項、乗務後点呼確認事項、アルコール検知器の状況、緊急連絡先、その他必要な事 項等

#### ≪乗務に係る事項≫

区分又は仕業番号、車輛番号、乗務員氏名、出勤場所・時刻、出庫点呼の方法・場所、 出庫時刻、出庫時の確認事項、始発行先、帰庫・入庫時刻、帰庫時の確認事項、帰庫点 呼の方法・場所、退勤場所・時刻、その他必要な事項等

#### (3) 運行管理及び整備管理

- 1)本業務の運行管理者(補助者)として就任を承諾した旨の別紙様式第4号「運行管理者(補助者)就任届出書」を提出するものとする。なお、運行管理者資格証の写し又は 道路運送法施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることの資格 証の(写)を添付しなければならないものとする。
- 2) 整備管理者(補助者)としての就任を承諾した旨の別紙様式第5号「整備管理者(補助者)就任届出書」を提出するものとする。なお、整備管理者としての要件を備えていることを証する資格等の(写)を添付しなければならないものとする。

#### (4) 運転者(運転手)

- 1) 本業務に係る運転手については、受託者が雇用する専任の運転手を配置するとともに、別紙様式第6号「運転者就任(予定・追加)届出書」に運転免許証及び雇用保険の(写)等を添付し提出しなければならないものとする。また、安全の確保の観点から、受注者が主たる雇用主として雇用保険に加入する者を専任しなければならない。なお、該当する2種運転免許を有していない者にあっては、道路運送法施行規則第51条の16第1項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付しなければならないものとする。
- 2) 安全な輸送の確保を行うために備え付けが定められている別紙様式第7号「乗務員台帳」に運転経歴又は記録証明書(過去1年以内)、適性診断票(過去3年以内)に交付された(写)を添付し提出すること。

#### 6 付帯事項等

(1) 本業務の運行状況について適宜報告するものとし、島根コミュニティバスの運行に必要となる調整を図るものとする。

(2) 受注者は、発注者が指定する様式により、利用状況調査報告書(日別、系統、便別、乗車場所別、島根小中・高校生・一般の利用者別)を1か月ごとに作成、当該月の乗務員点呼簿を添付し、翌月の7日(年度末は発注者が指定する日)までに報告すること。また、乗務報告書及び運行前点検表もあわせて提出するものとする。

#### (3) 運行管理者

- 1)島根コミュニティバス運行に係る運行管理は、市町村有償運送に基づく道路運送法第79条及び同法施行規則第51条、松江市コミュニティバスの運行に関する条例、その他関係法令(通達)を遵守し、運行管理者を3名以上選任し、輸送の安全及び旅客の利便の確保をするとともに、同法を遵守し、これに定められた用件を満たし、安全運行の確保に務めるものとする。なお、本業務の遂行時(拘束時間内)は、運行管理本拠(点呼)の位置において厳正なる運行管理に従事するものとする。
- 2) 厳正なる点呼、確実な対面点呼を実施することにより、適切な運行管理を行うものとする。なお、上記 5. (2) 《基本的な事項》及び《乗務に係る事項》について確実に実施すること。(特に安全な輸送の確保のための指示事項、健康状態、車両及び道路に関する事項並びに飲酒等の確認)
- 3) 運行管理者は、その職務遂行上に必要な知識及び実務については、運輸支局長の行う 研修(自動車事故対策機構の行う講習を含む)を受け、日常の職務に必要な知識、技能 の修得に努めるものとし、受講証明(写)を提出しなければならないものとする。

#### (4) 整備管理者

- 1) 道路運送車両法第47条に基づき整備管理者を3名以上選任し、管理車両使用の本拠の 位置に常時1名を配置して配置管理車両の車両管理を行い、点検整備に関する管理・責 任体制を確立し、管理車両の安全な運行の確保に務めなければならない。
- 2)整備管理者は、運行前点検、定期点検、臨時の整備、記録の管理など、関係諸法令に 定められた職務を厳正に遂行するとともに、車両の安全確保に万全を期すものとする。 なお、下記管理車両について、1日1回その運行の開始前において、同法の規定による 日常点検を実施するものとする。

#### ≪管理車両及び使用の本拠の位置≫

No.	管理車両	乗車定員	使用の本拠の位置
1	三菱ふそう ローザ	29 (22)	松江市島根町加賀 1414(予定)
2	三菱ふそう ローザ	29 (20)	松江市島根町加賀 1414(予定)
3	三菱ふそう 小型バス	33 (15)	松江市島根町加賀 1414(予定)
4	日野自動車 リエッセ	29 (29)	松江市島根町加賀 1414(予定)

- ※ただし、上記車両が修繕等により使用できない場合は、双方協議のうえ、発 注者所有の代替車両にて運行するものとする。
- (5) 受注者は本業務の運転者に対し、乗務員研修を年2回以上実施するものとし、安全運転講習や接遇研修等を実施しなければならないものとする。また、本業務の運転手となるもののうち、自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号、第3号又は第4号に掲げる傷害が生じた事故を引き起こした者又は発注者が重大な過失による事故であると認めた事案、運転者として新たに雇入れた者及び高齢者(65歳以上の者)運転手に対して、旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項の規定による特別な指導を行い、国土交通大臣が認定する適正診断を受診させること。なお、本業務に係る運転手は3年に1回、国土交通大臣が認定する適正診断を受診させること。
- (6) 道路運送法、同法施行規則及び旅客自動車運送事業運輸規則並びに松江市コミュニティバスの運行に関する条例、その他関係諸法令に基づく緊急時連絡体制、運行管理体制、整備管理体制、苦情処理簿、運転手台帳(運転経歴又は記録証明書「年1回更新」を含む)、運転基準図等の義務付けられているものについて備え付けること。また、発注者が必要とし、関係書類の提出を求めた場合は、本書の閲覧及び当該書類の提出又は写しを提出すること。
- (7) 事故(対人、対物、自損)、異常気象等及び運行に係る変更事項等が発生した場合は、緊急連絡体制により報告するものとし、第一報として発生時の状況等を遅滞なく報告、その後に判明した事項の対応等については速やかに随時報告を行うこと。また、その事由に対する事故等報告書、異常気象時等に係る報告書を作成し速やかに提出すること。なお、登校便に係る報告は、運行管理上、安全な運行の確保のため運行路線の状況を確認するとともに、この運行に支障をきたす場合にあっては、午前5時半の時点における状況等について報告しなければならないものとする。
- (8) 別添2の「島根コミュニティバス運行時刻表」については、現段階での運行予定時刻であり、市内路線バスのダイヤ改正等によっては、接続(乗継)の時分を考慮し、運行時刻を変更する場合があるものとする。また、島根小中学校の登・下校便、部活便として利用することから、下表の運行便については、コミュニティバスの利用者として取扱うものとする。なお、小中学校各月の利用予定については、当該月の前月15日(休日の場合は翌開庁日)を目途に行うスクールバス事前定例打合せ会(バス会)にて示されることから、受注者は、この会へ参加し調整を図るものとする。
- (9) 道路運送法、同法施行規則及び旅客自動車運送事業運輸規則並びにその他関係諸法令に基づく緊急時連絡体制、運行管理体制、整備管理体制、苦情処理簿、運転手台帳(運転経歴又は記録証明書「年1回更新」を含む)、運転基準図等の義務付けられているものについて備え付けること。また、発注者が必要とし、関係書類の提出を求めた場合は、本書の閲

覧及び当該書類の提出又は写しを提出すること。

#### (10) 路線バスとの乗り継ぎ

発注者が指定する停留所における路線バス等からの乗り継ぎについては、確実な乗り継ぎを実施するものとし、路線バスがやむを得ない事由により、遅延が生じた場合にあっては、この限りではないものとする。ただし、路線バス等との最終便(島根コミュニティバス)の接続に限り、接続地(始発又は接続バス停)の運行時刻より最大10分間の接続待ちを行い、最終便を運行しなければならないものとする。なお、すでに乗車されている乗客に対しては、最終便の接続待ちを行う旨の説明を丁寧に行い、ご理解を得るよう努めなければならないものとする。

#### (11) バス停上屋・標識の管理

- 1)発注者が所有するバス停上屋・標識について、本業務の履行期間中において受注者へ無償貸与するものとし、受注者は当該物件に係る維持管理(簡易的な修繕等含む)を行うものとする。また、時刻表の管理についてもあわせて行うものとする。
- 2) 台風等(強風時)の影響により、設置するバス停標識が第三者に危害を及ぼす恐れが ある場合にあっては、事前にロープ等を使っての補強や置石型バス停を横に倒すなど、 物件によって適切な措置を講じなければならないものとする。
- 3) 受注者は、履行期間中に、運行時刻の変更が生じた場合にあっては、新旧時刻表の貼替を行うものとする。

#### (12) 苦情に対する対応

受注者が定める「苦情の処理に係る体制」に基づき、利用者等からの苦情、意見、質問等には、誠意をもって親切・丁寧に対応しなければならないものとする。

- (13) 受注者は、次に掲げる会議・事業等への積極的な参加、協力しなければならないものとする。
  - 1) コミュニティバス利用促進協議会等に運行事業者の参加が必要となった場合には、発注者の要請により、受注者も会議等に参加しなければならないものとする。
  - 2)発注者が島根県松江警察署と結んだ、「安心で安全な『県都まつえ』を実現するための協定」に基づき実施する活動に協力しなければならないものとする。
  - 3) 上記 2) に関連し、島根県警察本部が示す「子供 110 番の家」対応マニュアルに示された、地域ぐるみで子供の安全を守るボランティア活動に協力しなければならないものとする。

#### 7 その他の事項

- (1) 自然災害や積雪等及びその他受注者の責めによらない事由により、運行区間の全部又は 一部の運行が不能な場合、あるいは災害等が生じる恐れがあるときは、受注者(運行管理 者)は発注者に連絡し発生の状況について報告、協議を行うとともに、状況に応じた適切 な処置(対応)を行うものとする。なお、この発生状況、処置(対応)等を記載した「報 告書」を速やかに提出すること。
- (2) 発注者は、本業務の実施・処理状況について随時立入調査をし、必要な報告を求めるとともに、監査することができるものとする。また、運行業務の実施状況について、要件等が満たされていない場合にあっては、必要に応じて業務改善命令や指示等ができるものとする。
- (3) 運行時刻表に従い、発注者が指示する乗降場所において、確実な乗降扱いを行うものとし、特に降車後の利用者の安全の確保に注意を払うこと。
- (4) 受注者は、本業務の実施中に事故等が生じたときは、負傷者の対応を優先し、あわせて他の車両等による二重事故の防止等のための安全な確保を行い、速やかに発生状況(負傷者の有無)を運行管理者へ報告、受注者は発注者に対し報告、協議するとともに事故の対応にあたるものとする
- (5)発注者は、管理車両にかかわる自動車保険の対象となる対人(相手方、搭乗者)、対物に 係る事故については、その損害に対する賠償責任を負い、これに伴う費用を負担する。
- (6) 事故の発生が受注者(運転者)の責めに帰すべき理由(前項にかかわる対人、対物事故を除く。)により、発注者が所有する物(車両、施設等)又は第三者に対し損害を与えたときは、その損害に係る賠償責任を受注者が負うものとする。なお、発注者に損害を与えたときは発注者と協議のうえこれを定め、第三者に損害を与えたときは受注者と第三者間で協議し決定するものとする。
- (7)発注者は上記(5)を担保するため管理車両について自動車保険「全国市有物件共済会(対人・対物)」契約を締結する。ただし、管理車両を運転中にて発生した交通事故による運転手の人身事故については、発注者は自動車損害賠償保険(自賠責)の範囲内のみでの保証とする。よって受注者の責任において運転手に対し交通傷害保険(無制限)等に加入し、発注者が加入する自賠責保険以上にかかる補償については、受注者の責任において負わなければならないものとする。
- (8) 契約候補者となり、本契約の締結後には、上記 5「提出書類等」(3) 及び(4) に掲げる ものの他、発注者が必要とする添付書類等について、運行開始 10 日前までに提出しなけれ ばならないものとする。なお、この別紙様式については、契約候補者となった場合に提出

するものとする。

- 1) 別紙様式第4号 運行管理者(補助者)就任届出書
  - ≪添付書類等≫
    - ・運行管理者又は運行管理補助者の資格者証(写)を添付
    - ・運輸支局長の行う指導講習の修了の証明(写)を添付
- 2) 別紙様式第5号 整備管理者(補助者)就任届出書

≪添付書類等≫

- ・整備管理者資格者証の(写)を添付 ※選任前研修修了証等
- ・整備管理者選任後研修受講確認書の(写)を添付
- 3) 別紙様式第6号 運転者就任(予定・追加) 届出書

≪添付書類等≫

- ・運転免許証(写)
- ·雇用保険被保険者証(写)
- 4) 別紙様式第7号 乗務員台帳

≪添付書類等≫

- ・運転経歴又は記録証明書(写)※R8/4/1 時点で1年以内のもの
- ・適性(初任・適齢)診断(写)※R8/4/1時点で3年以内のもの

#### 8 本業務委託に係る一式の合計額

- (1) 見積は、島根コミュニティバス運行業務(平日運行、土日祝運行、年末・年始運行)に 係る人件費(運転手、運行管理者、整備管理者、事務員等)、一般管理費、その他の経費、 上記 6. 付帯事項等及び 7. その他の事項に係る経費のほか、この業務に係る全ての経費一 式(1ヶ年分)の合計額(税込)とする。ただし、見積額には車両に係る経費、燃料油脂 費、施設使用料等は含まないものとする。
- (2) この見積の提出に合わせ、上記に示すそれぞれの経費ごとを積算した様式第5号「経費内訳書」を提出しなければならないものとする。なお、見積書の額と経費内訳書の合計額は一致しなければならないものとする。

#### 9 請求及び支払

- (1) 委託料(税込)の支払いは、契約金額を月割に分割し、当該月分の委託料をスクールバス、コミュニティバスそれぞれに分け支払うものとする。ただし、計算額に千円未満の端数が生じる場合は、年度の最終月にこれを精算して支払うものとする。
- (2) 受注者は、委託料の請求を行うときは、発注者が指定する様式により上記 6(2) に掲げる「利用状況調査報告書」「乗務員点呼簿」に運行前点検簿と乗務記録を添付し担当課へ提

出するものとし、この検査に合格したのち書面をもって行うものとする。

(3) 発注者は当該月分の委託料について、受注者の請求を受理したときは、その日から 30 日 以内に請求された委託料を受注者に支払うものとする。

#### 10 再委託の禁止

本業務の履行を第三者に委託し、又はその一部を請け負わせてはならないものとする。

#### 11 個人情報の保護

受注者は、この契約による個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」 を遵守しなければならないものとする。

#### 12 協議事項

この基本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上実施するものとする。

#### 13 問い合わせ先

松江市まちづくり部 交通政策課 バス交通係

TEL: (0852) 55-5661 FAX: (0852) 55-5915

#### (基本的事項)

第1条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を他人に知らせ、又は 不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とす る。

#### (収集の制限)

第3条 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正な方法により収集しなければならない。

#### (適正な維持管理)

- 第4条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 受注者は、この契約による業務の責任者及び従事者(以下この項において「責任者等」という。)を定めるとともに、責任者等の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について、書面により発注者に報告するものとする。

#### (個人情報の持出しの禁止)

第5条 受注者は、この契約による業務の実施に当たって、個人情報を事業所から持ち出してはならない。ただし、発注者の承諾がある場合は、この限りでない。

#### (目的外利用及び提供の禁止)

第6条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は第三者(受注者の子会社を含む。以下同じ。)に提供してはならない。

#### (再委託の禁止)

第7条 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による業務を自ら行うものとし、第 三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

#### (第三者への委託等の準用)

第8条 この特記事項は、受注者が、発注者の承諾に基づき、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせるときに準用する。

#### (従事者に対する監督・教育)

第9条 受注者は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に利用した場合には、罰則が科せられることその他個人情報の保護に関して必要な事項を教育するととも

に、その監督を行うものとする。

#### (複写又は複製の禁止)

第 10 条 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

#### (資料等の返還)

第 11 条 受注者は、この契約による業務を処理するために、発注者から提供を受けた個人情報 が記録された資料等は、この契約の完了後直ちに発注者に返還するものとする。ただし、発注 者が別に要請したときは当該方法によるものとする。

#### (資料等の廃棄)

第12条 受注者は、この契約による業務を処理するために、受注者自らが収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後速やかに廃棄するものとする。ただし、発注者が別に要請したときは当該方法によるものとする。

#### (調査)

第13条 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、必要に応じ、実地検査により確認することができる。

#### (事故報告)

第 14 条 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったと きは、速やかに発注者に報告しなければならない。

#### (事故発生時の責任)

第 15 条 受注者は、個人情報の漏えいにより発注者及び第三者に損害を与えた場合、その損害 額等について協議のうえ、この契約及び特記事項の解除の有無にかかわらず、この契約の定め に従い、責任を負うものとする。

#### (強善)

第 16 条 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、受注者に対して必要な改善をさせることができる。

別添1 島根コミュニティバス路線図



別添2 島根コミュニティバス運行時刻表 【平日運行】 沖泊・野井~川津方面(往路)

店郊記夕					======================================	行 時			11			
停留所名					<b>里</b>	,		支		1	1	
沖泊	6:14	6:40	-	8:45	-	10:40	-	13:20	-	-	16:20	-
多古	6:16	6:42	-	8:47	-	10:42	-	13:22	-	-	16:22	_
小波	6:18	6:44	-	8:49	-	10:44	-	13:24	-	-	16:24	-
JF 野井出張所前	6:23	6:49	7:25	8:54	9:20	10:49	12:00	13:29	14:45	15:50	16:29	17:34
野井	6:23	6:49	7:25	8:54	9:20	10:49	12:00	13:29	14:45	15:50	16:29	17:34
雨谷入口	6:24	6:50	7:26	8:55	9:21	10:50	12:01	13:30	14:46	15:51	16:30	17:35
瀬崎	6:26	6:52	7:28	8:57	9:23	10:52	12:03	13:32	14:48	15:53	16:32	17:37
沖泊	_	_	7:35	_	9:30	_	12:10	-	14:55	16:00	-	17:44
多古	_	_	7:37	-	9:32	_	12:12	-	14:57	16:02	_	17:46
小 波	-	-	7:39	-	9:34	10.55	12:14	12.25	14:59	16:04	1/125	17:48
花水樹	6:29	6:55	7:40	9:00	9:35	10:55	12:15	13:35	15:00	16:05	16:35	17:49
野波海浜公園	6:30	6:56	7:41	9:01	9:36	10:56	12:16	13:36 13:37	15:01	16:06	16:36	17:50
代官家橋	6:31	6:57	7:42	9:02	9:37	10:57	12:17		15:02	16:07	16:37	17:51
野波	6:32	6:58	7:43	9:03	9:38	10:58	12:18	13:38	15:03	16:08	16:38	17:52
金屋橋	6:33 6:39	6:59 7:05	7:44	9:04 9:10	9:39	10:59 11:05	12:19	13:39 13:45	15:04 15:10	16:09	16:39	17:53 17:59
<u>佐 波</u>   加 賀 別 所	6:46	7:05	7:50 7:57	9:10	-	11:12	-	13:45	15:10	16:15 16:22	<u> </u>	18:06
加 貝	6:46	7:12	7:57	9:17	-	11:12	-	13:52	15:17	16:22	_	18:06
加賀別所来去が前	6:47	7:12	7:58	9:18	-	11:13	-	13:53	15:18	16:23	-	18:07
	6:49	7:15	8:00	9:20	-	11:15	-	13:55	15:20	16:25	_	18:09
島根小学校前	6:49	7:15	8:00	9:20	9:44	11:15	12:24	13:55	15:20	16:25	16:44	18:09
島根小学校	-	7.13	8:02	J. 20 -	J.44 -	-	-	-	-	-	-	-
島根中学校前	6:50	7:16	8:03	9:21	9:45	11:16	12:25	13:56	15:21	16:26	16:45	18:10
旧島根支所前	6:51	7:17	8:04	9:22	9:46	11:17	12:26	13:57	15:22	16:27	16:46	18:11
JA 島 根 前	6:51	7:17	8:04	9:22	9:46	11:17	12:26	13:57	15:22	16:27	16:46	18:11
新津集会所前	6:52	7:18	8:05	9:23	9:47	11:18	12:27	13:58	15:23	16:28	16:47	18:12
マリンプラザ前	6:52	7:18	8:05	9:23	9:47	11:18	12:27	13:58	15:23	16:28	16:47	18:12
JF 加賀出張所前	6:53	7:19	8:06	9:24	9:48	11:19	12:28	13:59	15:24	16:29	16:48	18:13
北 垣	6:55	7:21	8:08	9:26	9:50	11:21	12:30	14:01	15:26	16:31	16:50	18:15
垣の内	_	-	8:10	_	9:52	-	12:32	-	15:28	-	16:52	-
マリンゲート前	6:55	7:21	8:11	_	9:53	-	12:33	-	15:29	-	16:53	18:15
マリン保育所入口	6:56	7:22	8:12	_	9:54	_	12:34	-	15:30	-	16:54	18:16
小具	6:57	7:23	8:13	_	9:55	-	12:35	-	15:31	-	16:55	18:17
大 碕 神 社 前	6:57	7:23	8:13	-	9:55	-	12:35	-	15:31	-	16:55	18:17
大 芦 浜	6:58	7:24	8:14	_	9:56	-	12:36	-	15:32	-	16:56	18:18
JF 大 芦 出 張 所 前	6:58	7:24	8:14	-	9:56	-	12:36	-	15:32	-	16:56	18:18
楡木	6:59	7:25	8:15	-	9:57	-	12:37	-	15:33	-	16:57	18:19
海鳥	-	-	8:18	-	10:00	-	12:40	-	15:36	-	17:00	-
海 鳥 上	-	-	8:18	-	10:00	-	12:40	-	15:36	-	17:00	-
山陰家庭学院前	-	-	8:22	-	10:04	-	12:44	-	15:40	-	17:04	-
大 芦 別 所	-	-	8:23	-	10:05	_	12:45	-	15:41	-	17:05	-
大芦別所入口	-	-	8:24	-	10:06	-	12:46	-	15:42	-	17:06	-
垣の内	7:04	7:30	-	9:28	-	11:23	-	14:03	-	16:33	-	18:24
山陰家庭学院入口	7:05	7:31	-	9:29	-	11:24	-	14:04	_	16:34		18:25
上講武入口	7:09	7:35	8:28	9:33	10:10	11:28	12:50	14:08	15:46	16:38	17:10	18:29
山奥公民館前	7:10	7:36	8:29	9:34	10:11	11:29	12:51	14:09	15:47	16:39	17:11	18:30
小倉	7:12	7:38	8:31	9:36	10:13	11:31	12:53	14:11	15:49	16:41	17:13	18:32
西 持 田	7:13	7:39	8:32	9:37	10:14	11:32	12:54	14:12	15:50	16:42	17:14	18:33
和田田	7:14	7:40	8:33	9:38	10:15	11:33	12:55	14:13	15:51	16:43	17:15	18:34
竹崎団地入口	7:14	7:40	8:33	9:38	10:15	11:33	12:55	14:13	15:51	16:43	17:15	18:34
嵩見団地入口	7:15	7:41	8:34	9:39	10:16	11:34	12:56	14:14	15:52	16:44	17:16	18:35
大 内 谷	7:16	7:44	8:37	9:40	10:17	11:35	12:57	14:15	15:53	16:45	17:17	18:36
川津	7:20	7:50	8:43	9:44	10:21	11:39	13:01	14:19	15:57	16:49	17:21	18:40

別添2 島根コミュニティバス運行時刻表 【平日運行】 川津〜沖泊・野井方面(復路)

一【十口度1】	1 4	/// <del> </del>	/ 1 / 1	1 =1	71771	ц (12	LLU /					
停留所名					<b>I</b>	行	時	亥	,			
川津	_	9:00	10:40	11:55	13:15	14:40	16:10	17:35	18:30	19:35	20:10	
大 内 谷	-	9:02	10:42	11:57	13:17	14:42	16:12	17:38	18:32	19:37	20:12	
嵩見団地入口	_	9:03	10:43	11:58	13:18	14:43	16:13	17:39	18:33	19:38	20:13	
竹崎団地入口	-	9:04	10:44	11:59	13:19	14:44	16:14	17:40	18:34	19:39	20:14	
和田田	_	9:05	10:45	12:00	13:20	14:45	16:15	17:41	18:35	19:40	20:15	
西 持 田	-	9:06	10:46	12:01	13:21	14:46	16:16	17:42	18:36	19:41	20:16	
小倉	_	9:07	10:47	12:02	13:22	14:47	16:17	17:43	18:37	19:42	20:17	
山奥公民館前	_	9:10	10:50	12:05	13:25	14:50	16:20	17:46	18:40	19:45	20:20	
上講武入口	_	9:11	10:51	12:06	13:26		16:21	17:47	18:41	19:46	20:21	
山陰家庭学院入口	_	-	10:55	-	-	14:55	-	17:51	18:45	19:50	20:25	
垣の内	_	-	10:56	-	-	14:56	-	17:52	18:46	19:51	20:26	
大芦別所入口	-	9:15	-	12:10	13:30	-	16:25	-	-	-	-	
大 芦 別 所	_	9:16	-	12:11	13:31	-	16:26	-	-	-	-	
山陰家庭学院前	-	9:17	-	12:12	13:32	-	16:27	-	-	-	-	
海鳥上	-	9:21	-	12:16	13:36	-	16:31	-	-	-	-	
海 鳥	-	9:21	-	12:16	13:36	-	16:31	-	-	-	-	
	8:00	9:24	-	12:19	13:39	-	16:34	17:58	18:52	19:57	20:32	
JF 大芦出張所前	8:01	9:25	-	12:20	13:40	<u>-</u> -	16:35	17:59	18:53	19:58	20:33	
大 芦 浜	8:01	9:25	-	12:20	13:40	<u> </u>	16:35	17:59	18:53	19:58	20:33	
大碕神社前	8:02	9:26	-	12:21	13:41	-	16:36	18:00	18:54	19:59	20:34	
小具	8:02	9:26	-	12:21	13:41	-	16:36	18:00	18:54	19:59	20:34	
マリン保育所入口	8:03	9:27	-	12:22	13:42	_	16:37	***************************************	18:55	20:00	20:35	
マリンゲート前	8:04	9:28	-	12:23	13:43	_	16:38	18:02	18:56	20:01	20:36	
垣 の 内	8:06	9:30	-	12:25	13:45	14.50	16:40	-	-	-		
北垣	8:07	9:31 9:33	10:58	12:26	13:46	14:58	16:41	18:02	18:56	20:01	20:36	
JF 加賀出張所前 マリンプラザ前	8:09 8:10	9:34	11:00 11:01	12:28 12:29	13:48 13:49	15:00 15:01	16:43 16:44	18:04 18:05	18:58 18:59	20:03	20:38	
	8:10	9:34	11:01	12:29	13:49	15:01	16:44	18:05	18:59	20:04	20:39	
新津集会所前 JA 島 根 前	8:11	9:35	11:02	12:30	13:50	15:02	16:45	18:06	19:00	20:04	20:39	
旧島根支所前	8:11	9:35	11:02	12:30	13:50	15:02	16:45	18:06	19:00	20:05	20:40	
島根中学校前	8:12	9:36	11:03	12:31	13:51	15:03	16:46	18:07	19:01	20:06	20:41	
島根小学校	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
島根小学校前	8:13	9:37	11:04	12:32	13:52	15:04	16:47	18:08	19:02	20:07	20:42	
加賀別所入口	8:13	9:37	11:04	12:32	-	15:04	····	18:08	19:02	20:07	20:42	
加賀別所下		9:39	11:06	12:34	-	15:06	<b>}</b>		19:04	20:09	20:44	
加賀別所集会所前	8:17	9:41	11:08	12:36	-	15:08	-	18:12	19:06	20:11	20:46	
加賀別所	8:18	9:42	11:09	12:37	-	15:09	-	18:13	19:07	20:12	20:47	
佐波	8:23	9:47	11:14	12:42	-	15:14	-	18:18	19:12	20:17	20:52	
釜 屋 橋	8:29	9:53	11:20	12:48	13:57	15:20	16:52	18:24	19:18	20:23	20:58	
野波	8:30	9:54	11:21	12:49	13:58	15:21	16:53	18:25	19:19	20:24	20:59	
代 官 家 橋	8:31	9:55	11:22	12:50	13:59	15:22	16:54	18:26	19:20	20:25	21:00	
野波海浜公園	8:32	9:56	11:23	12:51	14:00	15:23	16:55	18:27	19:21	20:26	21:01	
花 水 樹	8:33	9:57	11:24	12:52	14:01	15:24	16:56	18:28	19:22	20:27	21:02	
小波	8:34	-	11:25	-	14:02	-	16:57	-	19:23	20:28	-	
多古	8:36	-	11:27	-	14:04	-	16:59	-	19:25	20:30	-	
沖 泊	8:38	-	11:29	-	14:06	-	17:01	-	19:27	20:32	-	
瀬崎	_	10:00	11:36	12:55	14:13	15:27	17:08	18:31	19:34	20:39	21:05	
雨 谷 入 口	-	10:02	11:38	12:57	14:15	15:29	17:10	18:33	19:36	20:41	21:07	
野井	_	10:02	11:38	12:57	14:15	15:29	17:10	18:33	19:36	20:41	21:07	
JF 野 井 出 張 所 前	_	10:03	11:39	12:58	14:16	15:30	17:11	18:34	19:37	20:42	21:08	
小波	_	10:08	-	13:03	-	15:35	-	18:39	-	-	21:13	
多古	_	10:10	-	13:05	-	15:37	-	18:41	_	_	21:15	
沖泊	_	10:12	_	13:07	-	15:39	-	18:43	_	_	21:17	

### 別添2 島根コミュニティバス運行時刻表

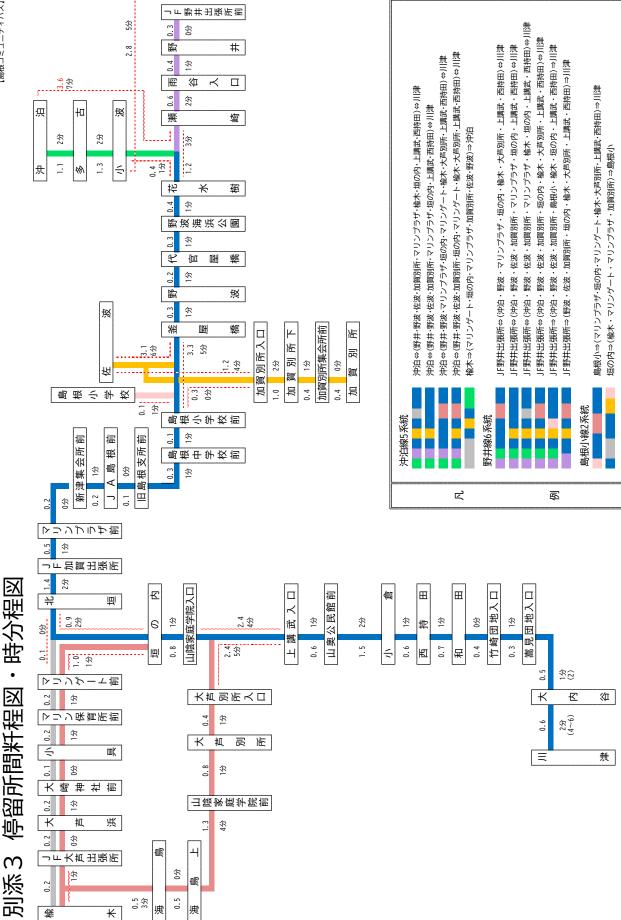
#### 【土日祝運行】

#### 沖泊・野井~川津方面(往路)

#### 停留所名 行 10:20 沖 14:20 泊 6:40 多 古 6:42 10:22 14:22 6:44 10:24 14:24 波 JF野井出張所前 10:29 11:45 6:49 7:40 14:29 6:49 野 井 7:40 10:29 11:45 14:29 雨 6:50 7:41 10:30 11:46 14:30 崎 10:32 11:48 14:32 瀬 6:52 7:43 沖 泊 7:50 多 古 7:52 小 波 7:54 10:35 花 樹 6:55 7:55 11:51 14:35 水 14:36 10:36 11:52 野波海浜公園 6:56 7:56 官家 橋 6:57 7:57 10:37 11:53 14:37 野 波 6:58 7:58 10:38 11:54 14:38 釜 屋 橋 6:59 7:59 10:39 11:55 14:39 7:05 8:05 10:45 12:01 14:45 佐 賀別 加 7:12 8:12 10:52 12:08 14:52 加賀別所集会所前 7:12 8:12 10:52 12:08 14:52 加賀別所下 7:13 10:53 12:09 8:13 14:53 加賀別所入口 7:15 8:15 10:55 12:11 14:55 島根小学校前 7:15 8:15 10:55 12:11 16:45 14:55 島根小学校 16:45 島根中学校前 7:16 8:16 10:56 12:12 14:56 16:46 旧島根支所前 7:17 8:17 10:57 12:13 14:57 16:47 7:17 8:17 10:57 12:13 14:57 16:47 JA 島 根 前 新津集会所前 7:18 10:58 12:14 16:48 8:18 14:58 マリンプラザ前 7:18 10:58 12:14 16:48 8:18 14:58 JF加賀出張所前 7:19 8:19 10:59 12:15 14:59 16:49 7:21 8:21 11:01 12:17 15:01 16:51 北 11:03 12:19 8:23 16:53 マリンゲート前 7:21 8:24 11:04 12:20 16:54 マリン保育所入口 7:22 8:25 11:05 12:21 16:55 具 7:23 8:26 11:06 12:22 16:56 大碕神社前 7:23 8:26 11:06 12:22 16:56 芦 7:24 8:27 11:07 12:23 16:57 大 JF大芦出張所前 7:24 8:27 11:07 12:23 16:57 11:08 12:24 16:58 7:25 8:28 11:11 海 鳥 8:31 12:27 17:01 海 上 8:31 11:11 12:27 17:01 鳥 山陰家庭学院前 11:15 12:31 17:05 8:35 大 芦 別 8:36 11:16 | 12:32 17:06 大芦別所入口 8:37 11:17 12:33 17:07 -15:03 の 7:30 山陰家庭学院入口 7:31 15:04 上講武入口 7:35 11:21 12:37 15:08 17:11 8:41 11:22 12:38 山奥公民館前 7:36 15:09 17:12 8:42 11:24 12:40 7:38 15:11 17:14 小 8:44 11:25 12:41 西 7:39 15:12 田 8:45 17:15 7:40 8:46 11:26 12:42 15:13 17:16 竹崎団地入口 7:40 11:26 12:42 15:13 8:46 17:16 嵩見団地入口 11:27 12:43 7:41 8:47 15:14 17:17 内 谷 7:44 8:48 11:28 12:44 15:15 17:18 大 Ш 津 7:50 8:52 11:32 12:48 15:19 17:22

#### 川津~沖泊・野井方面(復路)

停留所名			———— 行		刻	
					×	
川津	-	9:00	11:55	13:00	15:30	17:35
大 内 谷	-	9:02	11:57	13:02	15:32	17:37
嵩見団地入口	_	9:03	11:58	13:03	15:33	17:38
竹崎団地入口	_	9:04	11:59	13:04	<u> </u>	17:39
和田田	_	9:05	12:00	13:05	15:35	17:40
西 持 田	_	9:06	12:01	13:06	<b></b>	17:41
小倉	_	9:07	12:02	13:07	15:37	17:42
山奥公民館前	-	9:10	12:05	13:10	15:40	17:45
上講武入口	-	9:11	12:06	13:11	15:41	17:46
山陰家庭学院入口	-	_	12:10	-	15:45	17:50
垣の内	8:00	- 0.15	12:11	12.15	15:46	17:51
大芦別所入口	-	9:15	楡	13:15	_	-
大声别所	_	9:16	木 ·	13:16	_	-
山陰家庭学院前	_	9:17	一大 垣芦	13:17		-
海島上	_	9:21	の別	13:21	_	-
海鳥	0.05	9:21	内所 一方	13:21		17:57
楡 木	8:05	9:24	に面 ては	13:24		17:56
JF大芦出張所前 大  芦  浜	8:06	9:25	_	13:25		17:57 17:57
	8:06 8:07	9:25 9:26	津	13:25 13:26		17:57
			行		_	
小 具	8:07	9:26	に 垂	13:26		17:58
マリン保育所入口	8:08 8:09	9:27	乗 り	13:27		17:59
マリンゲート前	0.09	9:28	換 え	13:28		18:00
垣 の 内	0:00	9:30		13:30	15.40	10:00
工 JF加賀出張所前	8:09 8:11	9:31	12:13	13:31	15:48 15:50	18:00 18:02
マリンプラザ前	8:12	9:33 9:34	12:15 12:16	13:33 13:34	15:51	18:03
新津集会所前	8:12	9:34	12:16	13:34	15:51	18:03
JA 島 根 前	8:13	9:35	12:17	13:35	15:52	18:04
旧島根支所前	8:13	9:35	12:17	13:35	15:52	18:04
島根中学校前	8:14	9:36	12:18	13:36	15:53	18:05
島根小学校	8:24		-	-	-	-
島根小学校前	8:15	9:37	12:19	13:37	15:54	18:06
加賀別所入口	8:15	-	12:19	13:37	15:54	18:06
加賀別所下	8:17	_	12:21	13:39		18:08
加賀別所集会所前	8:19	-	12:23	13:41	15:58	18:10
加賀別所	8:20	_	12:24		15:59	18:11
佐波	-	_	12:29	13:47		18:16
金屋橋	-	9:42	12:35	13:53	16:10	18:22
野 波	-	9:43	12:36	13:54	16:11	18:23
代 官 家 橋	-	9:44	12:37	13:55	16:12	18:24
野波海浜公園	-	9:45	12:38	13:56	16:13	18:25
花 水 樹	-	9:46	12:39	13:57	16:14	18:26
小波	-	-	12:40	-	16:15	-
多古	-	-	12:42	-	16:17	-
沖泊	-	-	12:44	-	16:19	-
瀬崎	-	9:49	12:51	14:00	16:26	18:29
雨谷入口	-	9:51	12:53	14:02	16:28	18:31
野井	-	9:51	12:53	14:02	16:28	18:31
JF野井出張所前	-	9:52	12:54	14:03	16:29	18:32
小波	-	9:57	-	14:08	-	18:37
多古	-	9:59	-	14:10	-	18:39
沖泊	_	10:01		14:12		18:41



### 別添4 運行路線及び運行系統並びに運行便数(島根地区)

【沖 泊 線】

路線名	系統番号	起点	経過地	終点	往復	籽程	運行便数		1日当りの運行キロ	
	番号	起無	作士、但とは	心法	の別	イ 1 7±	平日	土日祝	平日	土日祝
	1	沖泊	野井・野波・佐波・加賀別所・マリンプ ラザ・楡木・垣の内・上講武・西持田	川津	往	30.2	2	1	60.4	30.2
	1	川 津	西持田・上講武・垣の内・楡木・マリン プラザ・加賀別所・佐波・野波・野井	沖泊	復	30.2	2	1	60.4	30.2
	2	沖泊	野井・野波・佐波・加賀別所・マリンプ ラザ・垣の内・上講武・西持田	川津	往	29.2	3	1	87.6	29.2
	2	川津	西持田・上講武・垣の内・マリンプラ ザ・加賀別所・佐波・野波・野井	沖泊	復	29.2	1	0	29.2	0.0
沖泊線	3	沖 泊	野井・野波・マリンプラザ・垣の内・マ リンゲート・楡木・大芦別所・上講武・ 西持田	川津	往	07 0	1	0	27.3	0.0
	)	川津	西持田・上講武・大芦別所・楡木・マリンゲート・垣の内・マリンプラザ・野 波・野井	沖泊	復	27.3	0	1	0.0	27.3
	4	沖 泊	野井・野波・佐波・加賀別所・垣の内・ マリンゲート・楡木・大芦別所・上講 武・西持田	川津	往	20.0	0	1	0.0	32.2
	4	川津	西持田・上講武・大芦別所・楡木・マリンゲート・垣の内・マリンプラザ・野 波・野井	沖泊	復	32.2	2	1	64.4	32.2
	5	楡木	マリンゲート・垣の内・マリンプラザ ・加賀別所・佐波・野波	沖泊	復	16.2	1	0	16.2	0.0
小計							12	6	345.5	181.3

### 【野 井 線】

路線名	系統	統 起点 経過地 終点					運行	便数	1日当りの運行キロ		
<b>始</b> 称石	番号	起訊	が主人の ムロ	水公川	の別	粁程	平日	土日祝	平日	土日祝	
	1	JF野井 出張所前	沖泊・野波・マリンプラザ・垣の内 ・楡木・大芦別所・上講武・西持田	川津	往	27 2	2	0	54.6	0.0	
	1	川津	西持田・上講武・大芦別所・楡木・ 垣の内・マリンプラザ・野波・沖泊	JF野井 出張所前	復	27.3	2	0	0.0	0.0	
	2	JF野井 出張所前	沖泊・野波・佐波・加賀別所・マリ ンプラザ・垣の内・上講武・西持田	川津	往	00.0	1	0	29.2	0.0	
mz 11. 65	2	川津	西持田・上講武・垣の内・マリンプ ラザ・加賀別所・佐波・野波・沖泊	JF野井 出張所前	復	29.2	1	2	0.0	2.0	
野井線	3	JF野井 出張所前	沖泊・野波・佐波・加賀別所・マリ ンプラザ・楡木・垣の内・上講武・ 西持田	川津	往	20.2	1	0	30.2	0.0	
	3	川津	西持田・上講武・垣の内・楡木・マ リンプラザ・加賀別所・佐波・野波 ・沖泊	JF野井 出張所前	復	30.2	2	0	0.0	0.0	
	4	JF野井 出張所前	沖泊・野波・佐波・加賀別所・垣の 内・楡木・大芦別所・上講武・西持 田	川津	往	20.0	1	1	32. 2	1.0	
	4	川津	西持田・上講武・大芦別所・楡木・ 垣の内・加賀別所・佐波・野波・沖 泊	JF野井 出張所前	復	32.2	0	0	0.0	0.0	

田文十十分白	5	JF野井 出張所前	沖泊・野波・佐波・加賀別所・島根 小・楡木・垣の内・上講武・西持田	Ш	津	往	30.2	1	0	30.2	0.0
野井線	6	JF野井 出張所前	野波・佐波・加賀別所・垣の内・楡 木・大芦別所・上講武・西持田	Ш	津	往	27.0	0	1	0.0	27.0
小計								11	4	176. 4	30.0

### 【島根小線】

路線名	系統番号	起点	経過地	紋占	往復	籽程	運行	便数	1日当りの運行キロ		
始称石	番号	起点	在地地	川 分浦	の別	↑ 1 /1主	平日	土日祝	平日	土日祝	
白扣小伯	1	島根小学校	マリンプラザ・垣の内・マリンゲート ・楡木・大芦別所・上講武・西持田	川津	往	15.2	0	1	0.0	15.2	
島根小線	2	垣の内	楡木・マリンゲート・マリンプラザ ・加賀別所	島 根小学校	復	10.3	0	1	0.0	10.3	
小計							0	2	0.0	25.5	

# 別添5 運行予定表

#### 令和8年度

7.5m. C	~	_ 1 J	J .	<b>Λ</b> .															Ŧ	さば	牛皮	٤
4月				Ι.	1	5月							1	Г	6月					_		
日 月 火		木	金	土		日	月	火	水	木	金	土		-	日	月	火	水	木	金	土	
	1	2	3	4							1	2				1	2	3	4	5	6	
<b>5</b> 6 7		9	10	11		3	4	5	6	7	8	9			7	8	9	10	11	12	13	
<b>12</b> 13 14	4 15	16	17	18		10	11	12	13	14	15	16			14	15	16	17	18	19	20	
<b>19</b> 20 2	1 22	23	24	25		17	18	19	20	21	22	23			21	22	23	24	25	26	27	
<b>26</b> 27 28	8 29	30				24	25	26	27	28	29	30			28	29	30					
						31																
平 日 2	21 日	年	末	0	日	平	日	18	日	年	末	0	日		平	日	22	日	年	末	0	日
土日祝	9 日	年	始	0	日	土日	祝	13	日	年	始	0	日	ſ	土日	3祝	8	日	年	始	0	日
7 🖯		lannononon		w.	•	0 🗆		,						Au-			•		lannononon		•	
7月	, T -14	T	Δ	Тъ		8月	П	مار	-l¢	<u>+</u>	Δ		1	Γ	9月		ıle	-l¢	T_	Δ		
日月火		木。	金	土		日	月	火	水	木	金	土		-	Ħ	月	火	水。	木。	金	土	
F C 7	1	2	3	4				4		······································		1		-			1	2	3	4	5	
5 6 7		9	10	11		2	3	4	5	6	7	8		-	6	7	8	9	10	11	12	
12 13 14		16	17	18		9	10	11	12	13	14	15		-	13	14	15	16	17	18	19	
19 20 2		23	24	25		16	17	18	19	20	21	22		-	20	21	22	23	24	25	26	
<b>26</b> 27 28	8 29	30	31			23	24	25	26	27	28	29		-	27	28	29	30				
						30	31															
平日 2	22 日	年	末	0	日	平	日	20	日	年	末	0	日	L	平	日	19	日	年	末	0	日
土日祝	9 日	年	始	0	日	土日	祝	11	日	年	始	0	日		土目	祝	11	日	年	始	0	日
10月						11	月								1 2	月						
日月火	く水	木	金	土		 E	. <u>.</u> 月	火	水	木	金	土		Γ	日	, <u>,</u> 月	火	水	木	金	土	
	-	1	2	3		1	2	3	4	5	6	7		-			1	2	3	4	5	
<b>4</b> 5 6	7	8	9	10		8	9	10	11	12	13	14			6	7	8	9	10	11	12	
11 12 1		15	16	17		15	16	17	18	19	20	21			13	14	15	16	17	18	19	
18 19 20		22	23	24		22	23	24	25	26	27	28			20	21	22	23	24	25	26	
25 26 2°		29	30	31		29	30		20			10			27	28	29	30	31	-10	- 10	
20 20 2	1 20		00	01		20	00									20		00	01			
				I				10	L					l.		<u> </u>	1 01					П
L	21 日	年	末	.0	日	平	日	19		年	末	5	日	L	平	日	21		年	末	2	
土日祝 1	10 日	年	始	0	Н	土比	祝	11	日	年	始	0	日		土上	祝	8	日	年	始	0	H
1月					_	2月							_		3月							
日 月 火	く水	木	金	土		日	月	火	水	木	金	土			日	月	火	水	木	金	土	
			1	2			1	2	3	4	5	6				1	2	3	4	5	6	
<b>3</b> 4 5	6	7	8	9		7	8	9	10	11	12	13			7	8	9	10	11	12	13	
10 11 12	2 13	14	15	16		14	15	16	17	18	19	20			14	15	16	17	18	19	20	
<b>17</b> 18 19	9 20	21	22	23		21	22	23	24	25	26	27			21	22	23	24	25	26	27	
<b>24</b> 25 20	6 27	28	29	30		28									28	29	30	31				
31																						
	 19 日	年	末	0	日	平	日	18	H	年	末	0	日	Ī	平	日	22	H H	年	末	0	Н
土日祝	9 日	年	始	al N	日	土日		10		年	始	a S	日		土目			日	年	始	0	
1 1 1 1 1 1	у ц	+		1 3	н		17/6	10	н	+		0	н	l.	<u> </u>	1 174	] ]	н	+	УП	U	н
						平	日;	軍 彳	j				ſ	年末	軍行							
										242	日							2	日			
						十口	祝運	行					[	正月记	宙行							
						エロ	)心)建1	J		118	П			正门	æ1J			2	日		365	; p
										110	П	l	Ĺ					J	Н		205	, U

## 別添6 料金の取り扱いについて

### 1 徴収すべき料金

- (1) 松江市(島根) コミュニティバスの利用者から徴収すべき料金は次のとおりとする。
  - 1) 定額料金(島根町地内の乗降) ※島根地内より地外への運賃は認可後に別途定める。

区分		料金
大人		1人1乗車につき 200円
小人	小学生以上高校生まで	1人1乗車につき 100円
幼児	1歳以上6歳まで (ただし、小学生を除く。)	・ 大人又は小人の同伴者 1 名につき幼児 1 人は 無料(ただし、幼児 2 人目からは小人料金) ・ 幼児の単独乗車は小人料金
乳児	1 歳未満	無料

#### 2) 回数券料金

区分	料金
400円券(13枚つづり)	4,000円
300 円券(13 枚つづり)	3,000円
200 円券(13 枚つづり)	2,000円
150 円券(13 枚つづり)	1,500円
100円券(13枚つづり)	1,000円

#### 3) 定期券料金

種別		料金
普通定期券	1 箇月	大人定額料金×30×2×0.5
	3 箇月	1箇月普通定期券料金×3×0.95
	6 箇月	1 箇月普通定期券料金×6×0.9
小人定期券	1 箇月	小人定額料金×30×2×0.5
	3 箇月	1 箇月小人定期券料金×3×0.95
	6 箇月	1 箇月小人定期券料金×6×0.9
学期定期券	3 箇月以上	(普通又は小人3箇月定期券料金)+(大人又は小人定額料金×端数日数×2×0.5×0.95)
	3 箇月未満	(普通又は小人 1 箇月定期券料金)+(大人又は小人定額料金×端数日数×2×0.5)
片道定期券	上記券種別毎に適用	各種別定期券料金に2分の1を乗じて得た料金

- (2) 普通定期券は、一般の旅客((3)に定める者を除く。)に対して発行する。
- (3) 小人定期券は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等学校、義務教育学校、中学校、小学校、幼稚園及び市長がこれと同等と認める施設に通学又は通園するため乗車する高校生以下で学校長又は当該施設長の証明書を提出した者に対して発行する。
- (4) 料金計算上生じた端数は、10円単位に四捨五入する。
- (5) 定期券の用紙及び回数券は、事業者からの申し出により必要な数を市が事業者に交付する。

#### 2 料金の減額

(1) 下表左欄に掲げる者が、コミュニティバスの料金を支払う際に同表中欄に掲げる書類等を提示した場合同表右欄に掲げる額を減額する。なお、料金計算上生じた端数は、10円単位に四捨五入する。

減額の適用を受けるための資格等	資格等 証する書類等	減額する額	
		定額料金	定期券料金
身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第	身体障害者手帳		
283号)に規定する身体障害者手帳の			
交付を受けている者及びその介護人			
昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156	療育手帳		
号厚生事務次官通知による療育手帳の			
交付を受けている者及びその介護人			
精神保健及び精神障害者福祉に関する	精神障害者保健福祉手帳		
法律(昭和 25 年法律第 123 号)に規			
定する精神障害者保健福祉手帳の交付			
を受けている者及びその介護人		1/2	1/2
原子爆弾被爆者に対する援護に関する	被爆者健康手帳		
法律(平成6年法律第117号)に規定			
する被爆者健康手帳の交付を受けてい			
る者及びその介護人			
戦傷病者特別援護法(昭和 38 年法律	戦傷病者手帳		
第 168 号)に規定する戦傷病者手帳の			
交付を受けている者及びその介護人			
児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)	児童福祉法適用施設の発		
の適用を受けている者及びその付添人	行する所定の料金割引証		